

(別添 1)

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の 主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

### 【概要】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、組織・業務全般の見直し当初案を昨年 8 月 9 日の労働部会、同月 31 日の総会での御審議を経て同年 9 月 7 日に総務省に提出いたしました。

この度、本年 1 月 21 日付けで政策評価・独立行政法人評価委員会から本法人に対する標記の「勧告の方向性」が示されました。勧告の方向性の主なものは次のとおりです。

《勧告の方向性の主なもの》

#### 1 本部の業務運営体制の再構築

本部の業務部門の運営体制については、ほぼ統合時のままの体制が維持されており業務運営面での効率化が進んでいない状況にあるとして、業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう再構築すべきと指摘されました。

#### 2 地方施設の整理、統合

地方施設については、組織の統合後も、旧 2 法人（旧高齢・障害者雇用支援機構、旧雇用・能力開発機構）の施設の多くが従来のまま存続し、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が散在している状況が見受けられるとして、効率的・効果的な業務運営体制を構築するため、以下の各地方施設について都道府県への移管や整理・統合を進めるべきと指摘されました。

なお、厚生労働省は、ポリテクセンター等の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を示すとともに、移管の見込みが立たないポリテクセンター等で、明らかに本法人が運営を続ける合理性及び必要性を見いだせないものは、廃止を含めて検討すべきと指摘されました。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

- ① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。
- ② 移管協議を進めるに当たっては、これまでに移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。
- ③ また、現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものは、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。

(2) 他の地方施設（地域障害者職業センター、高齢・障害者雇用支援センター及び職業訓練支援センター）

地方施設の整理・統合を進めるに当たっては、利用者ニーズや利便性、コスト、業務量等を勘案しつつ、次期中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の地方施設が散在する状況を可能な限り解消するものとする。